

能登町森林整備計画

自 令和 7 年 4 月 1 日

計画期間

至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

石 川 県

能 登 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	11
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の種類別の標準的な方法	14
3	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
3	その他必要な事項	18
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	19
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	19
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	20
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21

3	作業路網の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	23
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	24
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	25
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	26
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
2	その他必要な事項	28
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	28
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	28
3	林野火災の予防の方法	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	29
5	その他必要な事項	29
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	30
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	30
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	30
4	その他必要な事項	30
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	31
2	生活環境の整備に関する事項	31
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	32
4	森林の総合利用の推進に関する事項	32
5	住民参加による森林の整備に関する事項	32
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	32
7	その他必要な事項	33
別表1	公益的機能別施業森林の区域	35
別表2	公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定すべき森林等の区域	40
別表3	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	40

資料

森林整備計画概要図

公益的機能別施業森林の区域図

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

能登町森林ゾーニング図

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、能登半島の北東部に位置し、東と南は富山湾に面して海岸線が続き、海岸線の大半は能登半島国立公園に含まれており、保安林の指定を受けている森林が多く存在している。

北西部には、能登町最高峰である鉢伏山（標高543.6m）がある。山頂付近にはブナの原生林を有しており、優れた眺望や自然環境が保全されている。また、標高279mの柏木山、100～250mの曾又山、俎倉山、二子山、鶴町山等々が丘陵起伏しており、町域の約8割は丘陵地となっている。

これらの山岳を水源とする能登一の長流、町野川をはじめ、山田川、寺田川、梶川等が日本海に注いでおり、丘陵地が海岸にせまり、特に東側の海岸線は屈曲に富んで、天然の良港を形成し、山、川、海の豊かな自然環境に恵まれている。

地区の総面積は27,327ha（森林は約73.5%）であり、うち民有林は約73.3%を占めている。（うち人工林は約8,425haで人工林率は約41.9%である）また、人工林の樹種別材積はスギ3,609千m³の78.8%、ヒノキ136千m³の3.0%、マツ304千m³の6.6%、アテ514千m³の11.2%であり、豊富な森林資源を有し、多様な木材供給が可能である。

しかしながら、海外からの低価格輸入木材による影響などから林業所得は伸び悩み、加えて林業従事者の減少や高齢化、不在地主を起因とする山林の管理・保全の低下が懸念されるなど森林整備に多くの課題を抱えている。これに対し、林地台帳の整備、施業の合理化・機械化の促進、担い手の育成等により林業経営の安定化を図る必要がある。

2 森林整備の基本方針

地域森林計画の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえて推進する。

(1) 地域を目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

各機能に応じた森林の望ましい姿は、次のとおりとする。

機能	望ましい姿
水源涵（かん）養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止／	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植

土壌保全機能	生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林
木材等生産機能	材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林	良質な水の安定補給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地化の回避を図る また保安林の指定及びその適切な管理を推進する
快適環境形成機能	日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象災害を防止する効果が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風や景観の創出等生活環境の保全を推進する
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林	町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する また保健等のための保安林の指定及びその適切な管理を推進する
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、	潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する

能	これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林	観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する また風致のための保安林の指定及びその適切な管理を推進する
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する湖畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す また野生動物生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進する
木材等生産機能	材木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する また施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する

宇出津地区には、町有林があり間伐・枝打ちといった森林整備に力を入れる。また、近接する地すべり防止地域内において、災害に留意しながら周辺森林の整備に力を入れる。

鶴川地区は、択伐林施業により複層林の造成を行う。特に山田川の水源地域は水源かん養機能が高くなるよう整備する。

三波地区は、急傾斜地が多いため林地の崩壊等に注意し、複層林施業を行い表層工の流出を防ぐといったような森林施業を行う。このうち猪平地区は、山地災害防止のため治山施設や保安林の整備を図る。

神野地区は、育成天然林施業や人工造林により森林を整備し、水源かん養林として整備する。

高倉地区は、真脇温泉を中心に観光施設が多いため、森林とのふれあいの場としての森林整備を行う。

柳田地区は、鉢伏山を中心とした自然とのふれあいの場、憩いの場として整備、環境保全を行う。

内浦地区は、松茸・椎茸の生産地であるが、松くい虫や放置された松林の増加により松茸の生産量は減少している。椎茸については原木の栽培は減少傾向にあるが、しいたけの菌床栽培が上向きなことから、天然林の環境整備を推進し、健全な松林と菌床椎茸に必要な広葉樹林の育成活用が求められており、道路網の整備、施業の集団化、組織化、機械化を図る。

一方、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、町内の森林の広い範囲において甚大な被害が生じている。今後の創造的復興に向けた取り組みにおい

ては、林道及び山腹崩壊等の復旧を進める。また、被災によりさらなる担い手不足が懸念される中、林業従事者を確保・育成するとともに、アテ資源の回復を図るための苗木生産を促進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

石川県、町、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、森林情報（森林所有者情報、境界情報、森林資源情報等）の共有促進、森林境界明確化の推進、森林経営の受委託等による森林経営計画の普及・実行、路網の整備、担い手の養成確保、機械化の推進、林産物利用促進施設の設置及び間伐等の保育について総合的、計画的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

単位 年

地域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	アテ(ヒバ)	モミその他針葉樹	用材林の広葉樹	薪炭・キノコ原木林等の広葉樹
全域	45	50	40	40	50	50	65	8～25

注)1 標準伐期齢は平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた。

注)2 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、「第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」で定められる公益的機能別施業森林の区分に応じた適切な林齢、伐採方法（皆伐、択伐）、伐採面積、集材方法において計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。加えて保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い伐採することとする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

なお、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、林地の更新及び土地の保全に支障が生じる場所で搬出する場合は、集材路の作設を避け、架線集材によること。

そのほか、県が定める「主伐における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえた方法により実施するものとする。

主伐に関する指針

① 育成単層林施業（皆伐）

適した施業地・・・	傾斜が急なところ、風害、雪害等の気象害のおそれがあるところは避け、確実に林地の更新が図られるところについて行う。特に人工造林を実施する箇所又は気候等の自然条件からみて森林の造成が確実である箇所について行う。
伐採面積・・・	林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとする。また、林地の保全、落石等の防止、風害、雪害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の

天然更新・・・・・・・・	保護樹帯を設置する。 天然下種更新が確実な林分、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在し、周囲 100m以内に広葉樹林が存在する林分及びコナラ、クヌギ、アカマツ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分を対象とする。また、1箇所あたりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、天然下種更新の場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるために10～3月の間に伐採する。
主伐の時期・・・・・・・・	地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

② 育成複層林施業

適した施業地・・・・・・・・	気候等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。
立木の伐採・・・・・・・・	伐採にあたっては一定の立木材積を維持するものとし、特に択伐による場合は、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）に抑えるようにする。
混交林への誘導・・	特に手入れ不足人工林の公益的機能を確保する目的で育成複層林施業を実施する場合には、下層木の植栽・育成等の障害となる林木等に対して、本数率で40%以上を目安とした伐採を行い、針広混交林に誘導する。

③ 天然生林

適した施業地・・・・・・・・	気候等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。
立木の伐採・・・・・・・・	育成単層林施業及び育成複層林施業に準ずる。
その他の事項・・・・・・・・	国土の保全、自然環境の保全、種の保存のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

3 その他必要な事項

- ① アテ林（アテ純林、アテ・スギ混交林等）は、択伐施業のほか地位が高く生長が良い場所では皆伐・再造林を推進する。

② 立木の伐採及び伐採後の造林が「能登町森林整備計画」に適合して適切に行われるか確認するために事前に届出書を提出する必要がある。ただし、森林経営計画の認定を受けた森林において計画に従って伐採する場合は、事後の届出が必要となる。

③ 花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の発生源となるスギ等の伐採・植替え等に努める。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。また、再造林の低コスト化を推進するため、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

加えて、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）や広葉樹の植樹、針広混交林への誘導に努めることとする。

(1) 人工造林の対象樹種

対象樹種は下記に定めるものを主体に適地適木を旨として森林の自然条件、地域における造林樹種の需要動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとする。

区分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アテ、モミ、マツ、カラマツ等	キリ、クヌギ、コナラ、ウルシ、ケヤキ、キハダ等	エリートツリー（第二世代精英樹）や特定苗木など成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努める

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、以下の表の事項を定めるものとする。

① 人工造林の標準的な方法

単位 本/ha

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ／ヒノキ	密仕立て	3,000
	中仕立て	2,500
	疎仕立て	1,500 ～ 2,000
アテ	密仕立て	2,500
	中仕立て	2,000
	疎仕立て	1,500
マツ		1,500 ～ 3,500
コナラ／クヌギ		1,500 ～ 5,000

ケヤキ	1,500 ~ 6,000
-----	---------------

注)1 複層林や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数のうち『疎仕立て』に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

注)2 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町農林水産課とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

② その他人工造林の方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について以下のとおり定める。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈り地拵えを原則とし、刈り払ったものは、等高線沿いに集積する。なお、急傾斜地等で雪の匍行が予想される林地や風衝地の林地では、筋刈り地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とするが、樹種により急傾斜地で雪の匍行害が予測される箇所については三角植えとする。また、苗の形状に応じ適切な器具で植え穴を掘り、植え付けた後は適度に踏み固め、植栽するものとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期(10月～11月)に行うものとするが、コンテナ苗の場合は通年植栽が可能である。 注) ポッド苗及びコンテナ苗は通年植栽が可能であるが、樹種や環境などによっては、真夏・厳寒期・新芽の時期は避けた方がよい。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、以下の表の事項を定めるものとする。

伐採跡地の更新すべき期間	森林の公益的機能の維持及び早期回復を確実にするために、人工造林を伴うものにあつては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。
--------------	--

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が望める森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は立地条件、周辺環境等を勘案し、次の表のとおり定めるものとする。

天然更新の対象樹種	ナラ類、ブナ、カシ類、クリ、ケヤキ、エノキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、シデ類、カンバ類、サクラ類、クルミ類、カエデ類、タブノキ、モチノキ、スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ類など高木性の樹種を基本とする。 ただし、ヤナギ類、ハンノキ類、ヤシヤブシ類、ウルシ、ハゼノキ、アカメガシワ、カラスザンショウなどの先駆性樹種も含めた幅広い樹種を対象とする。
うち、ぼう芽による更新が可能な樹種	ナラ類、ブナ、カシ類、クリ、ケヤキ、エノキ、カツラ、ホオノキ、シデ類、サクラ類、カエデ類、ヤナギ類、ハンノキ類、ヤシヤブシ類、ウルシなど

※希少在来植物を駆逐するなど生態系に多大な影響を与えるおそれがある場所では、更新対象樹種としないこと。

(2) 天然更新の標準的な方法に関する指針

① 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ、ハンノキ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ハリギリ、ブナ、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ、ミズキ、モチノキ類、ヤナギ類、ウルシ類、オニグルミ等の高木性樹種 伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、成長を阻害する競合植物の高さ）を上回る樹高の更新対象樹木	10,000本/ha

注 天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹木のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものが、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

② 天然更新補助作業の標準的な方法

樹種に応じて不用木の除去、地がき（天然下種更新）、ぼう芽整理（ぼう芽更新）等の更新補助作業を行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこと。また、更新完了の成否は県が定める天然更新完了基準により判断し、更新が完了しない場合には、上記手法等により確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の更新すべき期間	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。
--------------	--

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在せず、周囲100m以内に広葉樹林が存在しない、且つ、林床に更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
1027(8),3057(14,16),3064(40)	主伐が行われる場合、伐採後には植栽が計画されなければならない。ただし、1伐区の面積が1.0ha以下で、天然更新が期待される箇所については、県が定める天然更新完了基準に基づき、完了が認められた場合は植栽に限らず天然更新を認めるものとする。

※上記の区域以外においても、事前の調査等により(1)の基準となる場合は、上記によって更新することが望ましい。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

① 人工造林の場合

1の(1)による。

② 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地において、天然更新の対象

樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は10,000本とする。

また、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）が更新されているよう、不足本数を植栽するものとする。

5 その他必要な事項

- ① 郷土樹種であるアテの植栽を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次により定めるものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目		
スギ	中仕立て	2,500	20	35	55	<p>間伐率は、材積率 概ね35%以下とする。</p> <p>間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。</p> <p>立地条件の劣る森林における初回間伐等であって、効率的な作業実施の上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。</p> <p>[平均的な間伐の実施時期の間隔] 標準伐期齢未満 15年 標準伐期齢以上 20年</p>	
スギ	疎仕立て	1,500	20	40	60	<p>間伐率は、材積率 概ね35%以下とする。</p> <p>間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。</p> <p>立地条件の劣る森林における初回間伐等であって、効率的な作業実施の上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。</p> <p>[平均的な間伐の実施時期の間隔] 標準伐期齢未満 20年 標準伐期齢以上 20年</p>	
ヒノキ	密仕立て	2,500	20	35	55	<p>間伐率は、材積率 概ね35%以下とする。</p> <p>間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。</p> <p>立地条件の劣る森林における初回間伐等であって、効率的な作業実施の上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。</p> <p>[平均的な間伐の実施時期の間隔] 標準伐期齢未満 15年 標準伐期齢以上 20年</p>	
アテ	中仕立て	2,500	20	35	55	<p>[実施すべき標準的な方法] 間伐率：材積率 概ね35%以下</p> <p>[選木方法] 間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。</p>	

						[平均的な間伐の実施時期の間隔] 標準伐期齢未満 15年 標準伐期齢以上 20年 立地条件の劣る森林における初回間伐等であつて、効率的な作業実施の上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。	
--	--	--	--	--	--	--	--

ア 間伐を実施すべき標準的な林齢の「初回」は、間伐開始時期の林齢を示す。

イ 標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の実施の標準的な林齢は上表に記載するとおりであるが、標準伐期齢未満及び標準伐期齢以上それぞれの平均的な間伐実施時期の間隔は下表のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	15年
標準伐期齢以上	20年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢															保育の方法										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15											
下刈り	スギ アテ ヒノキ		○	←																○		雑草木の被圧により植栽木の成長が阻害される時期に行う。					
雪起こし	スギ アテ ヒノキ		○	←																	○		3年目より、わら縄を使用して行う。枝の付け根にかけて造林木を垂直にする。				
除伐																					○	←				○	下刈り終了後2～4年後を目安に行う。つる類の繁茂が著しいところについてはつる切り施す。
枝打ち		樹高		胸高直径							枝下高			標準的林齢													
		7m		9cm(1回目)							3.0m			12年生													
		10m		14cm(2回目)							4.5m			15年生													
		12m		17cm(3回目)							5.5m			20年生													

注) 下刈りについては、苗木の生育や下草の繁茂状況に応じて、期間短縮や隔年で実施するなど、また、枝打ちについても生産目標に応じて回数を減らすなどし、低コスト化を図る。

3 その他必要な事項

ア 保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に育成複層林施業を導入するよう留意することとする。

(ア) 人工林（育成単層林）内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天然木の占める割合（材積歩合又は面積歩合）が25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

(イ) 天然林（天然生林）において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

イ 除伐、間伐にあつては、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成すること。

ウ 間伐の基準は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行うものとする。

この範囲において、立木の過密状況が著しい人工林において、公益的機能を維持するための間伐を実施する場合には、本数間伐率30%以上の間伐を行うものとする。

エ 市町内の間伐または保育が適切に実施されていない森林であつて、周辺の周辺の環境を著しく悪化させる事態等の発生を防止するためにこれらを実施する必要があるものについては、災害等防止措置命令を派出するほか、必要な措置を講ずる。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域を別表1のとおり定める。

なお、公益的機能別施業森林については、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めるものとする。

区域を設定する基準及び森林施業の方法については、次のとおりとし、施業の方法を特定すべき森林等の区域を別表2のとおり定める。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準

維持増進を図る機能の種類	区域設定の基準
水源かん養機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源かん養保安林 ・ ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林 ・ 地域の用水源となるため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林
山地災害防止／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ・ 土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林 ・ 砂防指定地周辺等の山地災害防止機能が高い森林
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の日常生活に密接な関わりを持ち、汚染物質等の影響を緩和する森林 ・ 風害等の気象災害を防止する効果の高い森林 ・ 開発残置森林等、生活環境保全機能の高い森林
保健文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャンプ場や森林公園等の施設を伴う等、町民の保健・教育的利用等に適した森林 ・ 優れた自然景観等を形成する等、保健文化機能が高い森林

(2) 森林施業の方法

維持増進を図る機能の種類	推進する施業方法	伐採方法の基準
水源かん養機能	伐期の延長	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本に伐期の拡大を図ることとし、標準伐期齢に10年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わない。

山地災害防止／ 土壌保全機能	長伐期 施業	標準伐期齢のおおむね2倍の林齢に達するまでは 主伐を行わない。
快適環境形成機能	複層林施業を推進 すべき森林（択伐に よるものを除く）	標準伐期齢における立木材積の1/2以上の材積を 常に維持する。
保健文化機能	特定広葉樹育成施業	特定広葉樹の標準伐期齢における立木材積が確保 されること。それ以外の樹種の成長量を標準伐 期齢に達した時の立木材積の1/2を超えた材積に 応じて補正した材積以上。

注) 複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域については、別表1にて定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するために、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、主要な樹種の主伐の時期及び方法については、次表のとおりとする。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

そのなかで特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については原則として、主伐後には植栽による更新を行うものとする。

樹種	生産目標	仕立ての方法	主伐時期
スギ	一般材生産・26cm	中庸仕立て	50年
	造作材生産・34cm	中庸仕立て	80年
ヒノキ	造作材生産・34cm	中庸仕立て	85年

3 その他必要な事項

(1) 希少な動植物生息区域における森林施業の方法

営巣木確保の観点からアカマツ、モミ、スギ等の大径木の育成、保全に努めるとともに、枯損木や折損木は森林病虫害の防除等に支障のない限り伐採せずに保残に努める。

(2) 多種多様な生物の生育・生息環境の保全

すべての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、間伐の実施はもとより、針広混交林化、小面積皆伐・再造林等の組み合わせにより、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう努める。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方針

町内における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を推し進めるほか、ドローンや航空レーザ測量で取得した高精度な森林情報や地形情報等を基盤とした、AIによる森林境界の推定並びにドローンやICTを活用した施業提案や森林経営計画の作成を推進し、面的にまとまりのある施業地の確保を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促す。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等、森林所有者が森林の施業又は経営の受託等を実施するとき、留意すべき事項を取りまとめ、協定書などに記載する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、町は森林所有者の意向を確認、または森林所有者から経営の管理の委託の申出があった森林について、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が市町村森林整備計画に定められた公益的機能施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法の整合性が図られたものとなるように留意することとする。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町における森林の多くは5ha未満の小規模所有であり、森林所有者の不在化、世代交代の進行等により、森林施業に無関心な森林所有者が増加し、境界がわからない森林も急速に増加していることから、このままでは森林の有する公益的機能の発揮に支障を来すことが懸念される。

これらの森林においては、適切な森林施業を確保していく観点から、集約化できる地域にあっては、町、森林組合等による普及啓発活動等を通じ、森林施業の共同化を図るため、旧町村等を単位とした集約化を進め、森林施業の計画的な実行を図る。また、森林の適正で効率的な整備を進めるため、森林経営計画の作成を支援し、施業の共同化を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者や不在森林所有者が多い本町において、森林所有者個人が伐採・造林・保育等を計画的に実施することは困難であることが多いため、施業の共同化を促進し、合理的な森林経営を促進する必要がある。また、不在所有者への普及啓発活動などを強化し、森林組合等の意欲ある林業事業体への施業の集約化を図り、長期的な施業受委託を円滑に進めるため、森林所有者間の合意形成を図り、施業実施協定の締結を推進することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林施業計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道の開設及び改良については、傾斜地の自然条件、事業量のまとまり等、地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 単位 路網密度：m³/ha

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	110m/ha以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	85m/ha以上
	架線系 作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	60<50>m/ha以上
	架線系 作業システム	20<15>m/ha以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5m/ha以上

上記表を基本とするが、土質や林床植生の状況、さらには送電線や付近の施設の存在等の条件も考慮して決定するものとする。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道整備に当たっては林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、石川県が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

② 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所
秋吉線	自動車道	林業専用道	—	91ha	
樽子山線	自動車道	林業専用道	—	33ha	○
満泉寺線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
長峰線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○
4路線	計		6km		

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所
大箱鉢伏線	自動車道	(改良)	—	256ha	○
大谷内線	自動車道	(舗装)	—	104ha	
河ヶ谷線	自動車道	(舗装)	—	114ha	○
久亀屋線	自動車道	(舗装)	—	47ha	
滝ノ坊線	自動車道	(舗装)	—	53ha	
滝林線	自動車道	(舗装)	—	32ha	
寺分線	自動車道	(舗装)	—	33ha	
宮地線	自動車道	(舗装)	—	220ha	
山中線	自動車道	(舗装)	—	76ha	
鬼ヶ谷内線	自動車道	(改良)	—	70ha	○
矢淵線	自動車道	(改良)	—	260ha	○
坪根線	自動車道	(改良)	—	102ha	○
12路線		(改良) (舗装)	7箇所 8km		

③ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付13林整整第885号林野庁長官通知）」、「民有林林道台帳について（平成8年5月16日付8林野基第158号林野庁長官通知）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（令和3年4月1日付け2林整整第1400号林野庁長官通知）を基本として、石川県が定める石川県森林作業道実施要領（令和2年4月20日森管第234号）に則り開設するものとする。

② 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

4 その他必要な事項

特に定めない

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並の労働条件の確保等雇用条件の改善を進めるとともに、事業量の安定確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上等の事業体の育成対策や、単純技能だけでなく、マネジメント能力や高性能林業機械の操作技術等多様かつ総合的な技術を有する基幹的就労者の養成等の事業を一体的・総合的に促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組む。

また、経営方針の明確化、林業経営基盤の強化による地域林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進する。

更に林業研究グループに対し、林業技術研修や意見交換を通じて林業経営に対する意欲の向上を図る。

(2) 林業労働者、林業後継者の養成方策

林業就業者の育成・確保と福祉の向上を図るため、林業労働力確保支援センター等への支援を行っていく。また、林業後継者や地域林業担い手育成のため、資格取得のための各種研修会への参加及び生産活動の取組に対し支援を行っていく。

(3) 林業後継者等の育成

社会保険への加入、通年雇用等の就労条件の改善に加え、事業体への林業就労者の安全確保等の指導徹底、機械化の推進による労働負荷の軽減等を進め、林業を若者にとって魅力ある職場とするよう努める。また、森林施業を適切に行ったモデル管理林を設置し、林家に対し森林施業の啓発普及を図る。林業研究グループは実際に林業経営を行っている若者の集まりであり、独自に研究テーマを設け研究や活動を続けている。彼らの活動結果や意見交換は、林家の意識改革に役立っていると思われる。町・森林組合は積極的にこれらの活動をバックアップし、本町林業の中心的指導者となるべく育成していきたい。

(4) 林業事業体の体質強化方策

森林組合では雇用条件の改善や充実を図るため、安定的な受託事業量の確保や計画的な事業の実施や経営の合理化により、経営の安定を図ることが肝要である。

また素材生産事業主体についても、森林所有者からの施業の委託又は立木の購入等を広域的に行っており、自助努力による事業規模の拡大や経営の合理化により体質の強化を図っていく必要がある。育林から素材生産までの林業における作業を計画的に推進するには、森林組合だけでなく造林業者・素材生産業者あるいは土木建築業との

労務提携が必要である。そこで、これら事業体が話し合い協力し合って一体となって、経営基盤の強化を図っていく。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

木材生産の産地化に向けて伐出ロットの拡大や生産コストの低減を図る必要がある。このため、林道・作業道等の路網を整備し高性能林業機械の導入を実現するよう林業関係者が協議して体制を整備していく。大型機械の導入には、森林施業の共同化により計画的な森林施業及び木材生産を行い、稼働率を向上させるとともに、機械の共同購入や共同利用により、維持管理が容易に行えるようにしていくことが必要である。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	急傾斜地	チェーンソー、プロセッサ、グラップルソー、ハーベスタ、フォワーダー、スイングヤーダ、大型集材機、林内作業車	チェーンソー、プロセッサ、グラップルソー、ハーベスタ、フォワーダー、スイングヤーダ、タワーヤーダ、大型集材機、林内作業車
	緩傾斜地	チェーンソー、プロセッサ、グラップルソー、ハーベスタ、フォワーダー、スイングヤーダ、大型集材機、林内作業車	チェーンソー、プロセッサ、グラップルソー、ハーベスタ、フォワーダー、スイングヤーダ、タワーヤーダ、大型集材機、林内作業車
造林 保育 等	植栽、地拵え、下刈り、枝打ち	チェーンソー、下刈機、人力	チェーンソー、下刈機、背負い式植栽機、自走式草刈り機、リモコン自動枝打ち機

(3) 林業機械化の促進方策

路網が十分整備されていないので、当面は小型の高性能林業機械を利用したシステム化を図る。

高性能林業機械の利用体制及びオペレーター養成については、各種研修会を開催したり研修会への参加を図ったりしてオペレーターを養成し、高性能林業機械による作業の効率化を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する項目

令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材や森林経営が営まれた森林から生産されたものであることが証明された木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めるものとする。

(2) 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

木 材

木材生産は、能登木材総合センターが設置されたことにより、活性化され、生産意欲も向上しつつある。しかし、長期にわたる木材価格の低迷及び伐出経費の増大により、収益性は減少している。そこで今後は出材ロットの拡大や高性能機械の導入により、伐出経費の逡減に努力する。他方、枝打ちの徹底により木材の高付加価値化を促進し収益を高めるよう努める。また他市町と連携を密にして、保育技術の平均化と出材ロットの拡大に努め「能登ヒバ」のブランド化をより一層推進する。製材工場はあるが、規模は小さく建築業等の併業であり、製材業を専門とする工場はない。

間伐による地域材の供給が今後増大することが見込まれることから、これら地域内に賦存する資源の利活用を図るため、フローリング等の木材加工施設の整備を図る。

木材等の流通、加工、販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)	計画	備考
	事業所数	事業所数	
製材工場	4事業所	4事業所	
木材加工所	1事業所	1事業所	

特用林産物

主要な特用林産物としての椎茸栽培に地域を挙げて取り組む。町内には椎茸原木として利用できるコナラ資源が豊富にある。収益性の低迷により生産量は、減少傾向を示しているが、県内の道路事情も改善され、乾椎茸生産だけでなく生椎茸生産もできるようになるとともに、近年の本物嗜好、健康食品ブームに伴い、椎茸の需要も伸びており、将来性が大いに期待できる。そこで今後は、椎茸生産に力を注ぎ、増産させていきたい。

特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)		計画		備考
	事業所数	規模	事業所数	規模	
木竹炭	4事業所	9.3 t	4事業所	9.3 t	
原木しいたけ	22事業所	2.8 t	22事業所	2.8 t	
菌床しいたけ	4事業所	212.8 t	4事業所	212.8 t	

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

近年増加しつつあるイノシシ等野生獣の出没被害に対処するため、集落周辺の森林の整備を通じたバッファゾーン（緩衝地帯）の設置等によって、被害の拡大防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防について、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努め、また森林病虫害等の駆除の実施及び予防の方針及びその方法を策定し被害拡大を防止する。特に、松枯れ及びナラ枯れ被害対策については、被害の状況、森林の構成等地域の実態を踏まえ、被害発生の予防対策や復旧対策等を適切に実施する。なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うこととする。松くい虫の被害面積は、近年横這い状態で、依然として高齢級の松林を中心に被害の発生が続発している。このような状況から、森林組合を中心に、森林病虫害防除事業により被害木の伐倒駆除を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めているところであり地域住民に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域と一体になった健全な森林育成に努めることとする。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除の実行までの地域の体制づくりを図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

シカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽、間伐等の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻等の予防等の拡大を防ぐため、町の鳥獣被害対策協議会が計画する鳥獣保護管理計画に基づく農業被害対策と森林被害対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災による森林被害を未然に防止するため、春先の入山者が多い時期に林野火災予防のパトロールを行う他、防火標識の設置やポスター等により地域住民への普及啓発を図る。また、火入れを行う際は関係法令を遵守し、安全に留意して行う。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については以下のとおりの地区・林分とする。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
(能都地区)

区分（林班）	伐採を促進すべき理由	備考
1～8, 10～54, 56～131, 133～156, 158～179面積合計 541ha	病虫害の被害を受けている	伐倒駆除、補植等を行う

(柳田地区)

区分（林班）	伐採を促進すべき理由	備考
1～78, 82～92, 96, 99, 100, 102～110, 113～131, 133, 135～137, 139～151林班 面積合計 174ha	病虫害の被害を受けている	伐倒駆除、補植等を行う。

(内浦地区)

区分（林班）	伐採を促進すべき理由	備考
51, 53林班	病虫害の被害を受けている	伐倒駆除、補植等を行う

注) 病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採を促進する事につき、町長が個別に判断するものとする。

(2) その他

1～4のほか、県・町・森林組合・林業事業者及び森林所有者等のほか、地域住民の協力を得ながら、森林病害虫等による被害や山火事等の早期発見に努め、適切な措置を講ずる。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると思われる区域(森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域)について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
宇出津1	1001～1017, 1082～1090	1,218
宇出津2	1018～1038	1,116
鶉川	1039～1050, 1091～1096, 1169～1180	1,328
神野	1051～1081	1,223
俎倉	1145～1168	1,244
瑞穂	1097～1119	1,182
柏木	1120～1144	1,320
小間生	2001～2023	1,293
上町	2024～2041, 2133～2138, 2147～2151	1,555
柳田	2042～2058, 2139～2146	1,282
岩井戸1	2068～2100	1,677
岩井戸2	2101～2119	1,115
岩井戸3	2059～2067, 2120～2132	1,068
国重・上駒滝	3008～3024, 3031～3037, 3069	1,233
時長	3025～3030, 3038～3055	1,162
宮崎・松波	3001～3007, 3056～3068	1,050

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

特に定めない

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

里山の保全是、里山が現在及び将来にわたり住民が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し、この限られた資源を将来の世代に引き継いでいくため整備・利用・推進していく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備状況

- (1) 施設の名称：鶴川森林公園(既設)
- (2) 位置：能登町字鶴川地内
- (3) 規模：林間広場 A=5502 m²、林間駐車場 A=1197 m²、林間歩道 L=1475m、丸太遊具施設一式、展望台：1棟、休憩施設（休憩舎）：1棟、トイレ：1棟

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林環境を学ぶフィールドとして、広葉樹林を利用してシイタケほだ場の造成や植菌等の作業体験をさせ、里山の重要性について普及する。また、町内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、地域のグリーン・ツーリズム活動団体や公民館等に働きかけをし、森林・林業について学んでもらう。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

山田川・寺田川流域は、下流の水産業者に良好な漁場を提供している重要な森林である。近年、漁協が「海は山の恋人」という発想で森林造成をする気運も高まり、水産業・林業が一体となった植林体験を積極的に推進している。また、輪島市へ注ぐ町野川、下流の上町川、寺分川上流は、広葉樹林として整備する計画であり、輪島市民への水源となっており、下流の住民へ森づくり運動等のイベント実施により意識を高めていきたい。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 基本的な考え方

町内の森林整備については、森林所有者による適切な経営管理を森林経営計画の策定等を通じて促すこととする。一方、適切な経営管理が行われておらず、森林所有者

による自発的な施業が困難な森林については、森林の有する山地災害防止機能等の多面的機能の高度発揮を図るため、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていくこととする。

(2) 森林経営管理事業（概略）

①対象森林

森林経営管理制度の対象となる森林は、地域森林計画対象森林の私有林人工林で、適切な経営管理が行われていない森林。

②意向調査

①の対象森林の所有者に対し、当該森林の経営管理の状況や今後の経営管理の意向について調査を行う。

③経営管理権の設定

意向調査の結果、当町に経営の委託を希望する回答があった森林については、現況調査等を実施し、必要かつ適当と認める場合には、経営管理権集積計画を策定し、経営管理権を設定する。

④経営管理の実施

林業経営に適すると判断される森林は、意欲と能力のある林業経営者と協議の上、経営管理実施権は配分計画を定め、経営管理実施権を設定し、経営管理を再委託する。また、林業経営に適さないと判断される森林は、当町により除伐・間伐及び巡視を実施する

経営管理権の設定状況は別表3のとおりである。

7 その他必要な事項

(1) 保安林として管理すべき森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施すること。また、森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関・森林組合との連携をより密にし、普及啓発・経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更にあたっては、森林の保全に十分留意する。また、太陽光発電設備の設置にあたっては、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、説明会など地域住民の理解を得る取り組みを実施するように配慮するものとする。加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、県と連携し制度を厳正に

運用する。

資 料

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第 4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

別表 1 公益的機能別施業森林の区域
(能都地区)

区分	森林の区域
水源かん養機能維持増進森林	1002～1028,1031～1081,1083,1085,1087～1090,1094～1098,1101～1174,1176～1179
うち森林総研	1031(21),1048(63,65～68),1049(13,14,15,17),1051(27,29,30,38),1053(42,45),1054(28～35,38),1055(4,8,16,18～20),1057(30,32,34,36),1059(5,7,8,15,16,28～31,33,34,84),1060(10,39),1064(55),1128(43),1137(0,11,12),1138(4),1141(30),1146(32,33),1152(15,19),1153(43,49,52,55,58),1161(26,44,48),1162(18)
山地災害防止／ 土壤保全機能維持 増進森林 (うち県有)	1001(21),1003(160),1005(7,19),1007(9,14,16),1008(1,7,8),1016(259),1017(8),1018(228),1021(108,109),1022(14～16,18,19,95,97,111,112),1023(7),1024(9),1027(3,4,5,8,67),1028(88),1031(70),1032(13,18,26),1039(27),1046(112,113),1051(15,16,18,25),1052(40),1053(2,9～11,22,29,32,60,62),1054(9,11,13,14,16,17,24,25,49,51,76),1057(29,31,32,34,36),1058(19～23,25,27～30,34,44,81),1059(81,82,98),1060(74,75,77,78,80,84),1066(23),1070(24),1071(2,3),1073(32～35,37,38),1078(5),1079(22～26,34,35,37,39,42,64,68,69,77),1080(2,3,7,9),1081(1～3,24,30,36,37),1082(27,68,69,99,115,116,118,120,121,132～135,142,150,153,154,165,166),1083(108,114,117),1084(109),1091(50～54,106,108,109,110,112,114,115,123～125,129,135,137,138),1092(0,14,16),1126(17,23),1127(42),1128(39,40,44,54),1131(1),1132(2～5,7～10),1133(10～15,17,19～37,39,41～43),1134(0,30～39,41～44,58～67,69～74,76～79),1135(31,41),1136(20),1137(10,12,13,17,18,47),1138(4),1139(44,46),1140(15,17～20),1141(1,2,4,6,9,11,30,41,44,46),1143(0,12),1145(18),1148(1,5,10,11,16),1150(3),1151(6),1152(1),1154(53),1157(11,12),1158(39),1159(7,8,15),1161(0,28～40,47),1162(43),1166(5),1175(3～9,37,43),1176(17,32,58,124,129,130,276,280,281,374),1177(4,6～11),1178(8)

(うち公社)	1023(6,7,13,14,21),1024(21,22,33),1036(81,87,88,92~95,102~105),1037(77),1038(1),1039(1,28),1046(22,155,156,159,161),1048(52),1050(5,36~41),1051(2,3,24~26,31,32,34,35),1052(2,3,5,11~13,22,34),1055(1),1057(1~13,18,29,41~44),1058(1),1060(44~46),1061(1~3,6,26,27),1069(46),1071(48,53),1072(2,3,5,8~10,26,27),1073(13~17,21,22,24,26~29,31,34,43,48,56,57,61~64,74~76,80),1074(10,12,16,17,22~27),1075(4,36,38,41,42,46,47,51,53,54,62,73),1088(27,28,34,39,45~50),1097(29,31,33,327,334),1098(16,18,19,42,173),1101(55),1102(9),1103(10,12),1108(70),1109(1,10~12),1110(3,7,12,15,20,26),1111(1~4,6,12,13),1113(2,4,11,13,14,17),1115(2,6,8,9),1116(22,23),1117(11,14,18),1118(15),1119(3,6,13,24,25),1120(1,4,7,10,12,14,16,17),1121(7,25,50),1122(14,16,20,23,45,46,53),1124(16,17,55),1125(60,63,65,74),1126(28~33,37~39),1127(13~16,18,27,30,44),1128(45,46,49,50,84,88),1129(1,7,9,31~33,35,36,38,45,46),1130(1~4,12,14,26~29,40,49,51),1133(16~18),1134(3,18,20),1135(1,3),1136(17,33),1138(1,6,7,9,12~15),1139(1,7,8,10,11,25,26,28),1140(6),1141(1,5,6,9,14,46~50,57,59,61,63),1142(8,9,11~15,17),1143(4~7,15,25,60),1144(6,7),1146(30,34,37,40,42,46,62),1147(7~19,21,22,25,27~30,37,39,41,44,45),1148(20,29,31,32,35),1149(2,4~6,10,11,15,17,25,27~29,32),1150(9,54),1151(7,10,11,41),1152(31,33,36,38,39,63,65),1154(45),1155(68),1156(10,17,18,82~85),1157(1,2,16~18),1158(2,6,15,35,36),1159(7~12),1160(25,27~29),1161(1~5,32,35,36,38),1163(4,8,9,14),1164(15),1166(100),1167(44),1171(24,25),1176(191~194,219~221),2003(119~137,141~146),2006(46),2007(56~60,62,63,66,72)
快適環境形成機能 維持増進森林	特に定めない
保健文化機能維持 増進森林	1001,1029,1030,1082,1084,1086,1091~1093,1099,1100,1175,1180
木材の生産機能の 維持増進を図るた めの森林施業を推 進すべき森林	1018,1019,1031-1038,1041-1045,1047,1048,1069,1071,1072,1074,1088-1090,1097-1104, 1106-1116,1118-1125,1129-1031,1136,1138,1139,1141,1143,1147,1148,1158-1161,1163, 1169-1173,1179
特に効率的な 施業が可能な 森林	1034(169)、1099(8)、1100(94)

(柳田地区)

区分	森林の区域
水源かん養機能維持 増進森林	2001～2030,2032～2151
うち森林総研	2024(12),2059(45,51,52),2076(62,64～66),2078(62～65),2080(11,13～16),2081(1～13,17),2092(8～13),2094(1～7,9～22),2095(10,13～22,24～26),2096(22～24,26～31),2101(11～16,19),2110(1～3,37,40,41,48～57,61,62,64～77),2111(7,9～35),2112(2～19,21～34,38～40)
山地災害防止／ 土壌保全機能維持 増進森林 (うち県有)	2001(3),2002(96),2005(11,13,20,61),2006(15,19,26,27,43,45,54),2007(68,69),2008(39,50,149),2009(71),2010(35,37～39,180),2012(2～4,6,7,60,244,273,274),2013(5～8,28,102,109),2014(1,7,9,80,82,86,89,91),2015(1～3,6,7,34),2016(26),2017(94,99),2020(14,15,129,151,227),2021(9,21～23,27～29,95),2022(29,75,76,92),2023(7,63～65,105,106,110,112,114,125),2025(0,44,46,51,72,75～78),2026(1,17,30,31,41,43,51～53,62),2027(101～105,142,143,172),2028(1～3,5～9),2029(10,13,14,120,156,158),2030(1,18～22,24,25),2031(24,49,52,54,59,64,75,83,105,107～110,113,136),2032(28～30,33,41,43,49,80,81,85～87),2033(3,5～8,12～15,21～23,26,29),2034(1,55,56),2035(4～8),2036(21,22,80,81),2037(1～8,28～30,39,40,58),2038(3,11～16),2040(38),2041(5,33,34,39～42,50),2042(28,78～83,138),2043(39,40),2049(23),2054(14,18),2055(36,38,39,41),2056(3,5,6),2057(19,20,52～55,57～59,70,73,83,89,90,145),2062(0,69,70,72,102),2063(11,13),2064(36,44),2065(1,2,12,16),2066(11),2069(2,14,24,28),2070(80),2073(1),2074(1,35,36),2077(34,35,36,40～42),2083(25,39,40,42),2085(21,22,26),2086(19,29),2091(16,19),2101(10,26,27),2103(1,13,19,22,33,34,36),2104(11,14,20～22,34,35,42,56,57,67,68,82),2105(11,18),2106(4,6～8,12,17,46),2108(23,24,26,29,34,35,43,56,59～62),2116(3,7,18,19,35,50,60,61,70,71,76～79,82,83),2117(71,76,80,83,84,87,88,90,91),2119(23～25,27,39～41,45,50～52,54),2120(16,18,20,33,34,36～39),2121(10,11,24,25),2122(33),2123(74,78～82,88,89),2124(104～108,111,113,114,116～121,124,136～138,140～145,147,170～174,176,177,179),2125(24,29,312,326,340),2126(5,11,24,25,210),2127(159,168,169),2128(29,149),2129(0,10,49,50,69～71,85,87,98,107～110,189),2131(6,40,44,47,102),2133(17,19～22,29,32,35～37,39,40),2138(34,35),2142(38,39),2143(27,29,60),2144(7,9),2146(38),2147(27,30),2148(8,11,13,14,23,31,33),2149(22),2150(17)
(うち県行)	2009(92,94～96,102),2010(168,170～172),2030(8),2062(96),2064(7,8,10,12),2133(34～42,44,45,48),2134(1～3)

(うち公社)	2003(119~137,141~146),2006(46),2007(56~60,62,63,66,72),2008(71,72,77~79,84,87,88,92~96,102,176),2009(75,76,79,80,115),2010(95,100,141,160~166),2011(190,194,258,259),2013(2),2016(7~10,12~16,161~168,170~179,191~195),2017(104,105),2018(1,3,63,64),2019(16~18,20~22,24,25,27~37,39,95,96),2020(159,187,188,217,218),2021(67,69,79,83,84,90~92),2023(90,93,94),2024(7~16),2039(2,4,5,7,8,17),2042(1~3),2045(45),2048(1,13,16~36,39~49),2048(31~36,39~49),2050(16,18,19),2051(3,14,20,21,23,24),2057(5,15,19~22,149~151),2061(16,46,50),2062(50),2063(2,4,9),2068(1,2,4,7,11~14,16~19,23~35,43~45),2069(50~59),2071(2,4~8,10,12~14,15,17~20,60,62~67,77),2072(12~14,36~38),2073(6,7,8,13~18,24~26,30~32),2073(31),2074(1~3,7~12,14,15),2075(38,41),2076(18,19,26,27,54,55~57,59,61),2079(4,6~8),2082(4,8~11,19,21),2105(1,4,6,7,9,46,49,52),2108(20,21),109(5,6,23),2113(1,2,17,18,20,22~29),2114(2~9,11~25,27~29,31~35,37,38,40~42,44~49,61,62,65),2115(33,39~42,44,50,51,129,130,137),2123(57,58,62,71~73),2124(20,21,24,29~31,33~35,68,71,74,76),2133(4~6,17,19,20,29,32),2134(4~8,12~21),2135(3,4,10),2136(19,45~51,67~70,72~75),2137(22,24,26~29,35,37~41),2138(2~5,8~23,25,26),2140(3~7,9~12,32),2141(6~9,39,40),2150(8,9,24),2151(5,7,14~16,18~23,29)
快適環境形成機能 維持増進森林	特に定めない
保健文化機能維持 増進森林	2031
木材の生産機能の 維持増進を図るた めの森林施業を推 進すべき森林	2005,2009,2011-2017,2019-2021,2023-2046,2048,2050,2051,2058-2067,2073-2077,2101-2141,2145-2151
特に効率的な 施業が可能な 森林	2005(27,28),2034(34),2123(101),2125(287,291,294,188)

(内浦地区)

区分	森林の区域
水源かん養機能 維持増進森林	3002(1),3003~3005、3008~3050、3055,3061~3068
うち森林総研	3017(3)
山地災害防止/ 土壌保全機能維持 増進森林 (うち県有)	3002(253,254,257~260),3006(1,2,5,44,61,73~76),3008(71,79,81,82,92),3013(51,159,160),3014(16,86~91),3016(66,68),3017(1,88,89,92,94,99~101),3018(28,32~42),3020(22~25),3022(0),3024(76,84),3027(1,94),3028(106),3029(70,76),3030(1,60,63,67,81),3034(39,69),3035(81),3036(51),3043(1,2),3046(22,24,105,109),3056(32),3057(5,6,16,40,43,44,56),3058(150,300),3059(167,179,594,603,605),3060(18,19,35~38,45,77,80,83~87,92,93),3062(139,141,418),3063(3,75),3064(0,29,43,49,72,75~77,79,80,82,86,87,118,119,193,237~240),3064(242~251,253~260,263~268,285,286,403,405,406,408,439,441,457,458,464,476,478~480),3066(28,34,35,142~144,169,170,253~256,271),3067(27,30~32,37,44,45,54,79,136,137,199,218,254,259~261,267,282),3069(26,28~32,34,37)
(うち公社)	3002(1),3003(45,54,55),3004(6,10,14,18,21~23,33,35,39~42,50,52),3005(3~5,22~24),3009(24~26,30,33,34,71~73,102),3010(24~28,35~38,41~43,45),3017(4,19),3019(46~52),3020(38~40,46,47,56),3021(3,7,8,10~15,26~29),3022(71~78,95~97,103),3031(11,13,28~34,38~43,47,59,61~63,65,66),3035(4~7,9~11,13~16,18,20,21),3036(0~4,7~10,12~14,16~18,21,22,24,27~31,33~40,58,59,67~71,103~107),3037(32,33,36,37,41~44),3038(24,25,120,121,125~128),3039(35~51),3041(0),3043(1,2,5,78,138,140),3044(5,11,14,17~21,27~35,37~43,47~54,59,66,75,77,82,86,88,91,94,128,133~135,138,140,146,147,154~158),3066(72,74~76,79,91~94,96),3067(321~327,330,331)
快適環境形成機能 維持増進森林	特に定めない
保健文化機能維持 増進森林	3001,3002(1小班のぞく),3006,3007,3051~3054,3056~3060
木材の生産機能の 維持増進を図るた めの森林施業を推 進すべき森林	3002~3005,3009,3010,3013,3015~3017,3030,3031,3035~3039,3043,3044
特に効率的な 施業が可能な 森林	特に定めない

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定すべき森林等の区域
(能都、柳田、内浦地区)

区分		森林の区域
水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	別表1に区分した水源かん養機能維持増進森林のとおり (他の区分との重複がある森林を除く)
土山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	別表1に区分した土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のとおり
快適環境形成機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	特に定めない
保健文化機能維持増進森林	特定広葉樹育成施業を推進すべき森林	別表1に区分した保健文化機能維持増進森林のとおり
木材生産機能維持増進森林	主伐再造林を推進すべき森林	別表1に区分した木材生産機能維持増進森林のとおり

V その他森林の整備のために必要な事項

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

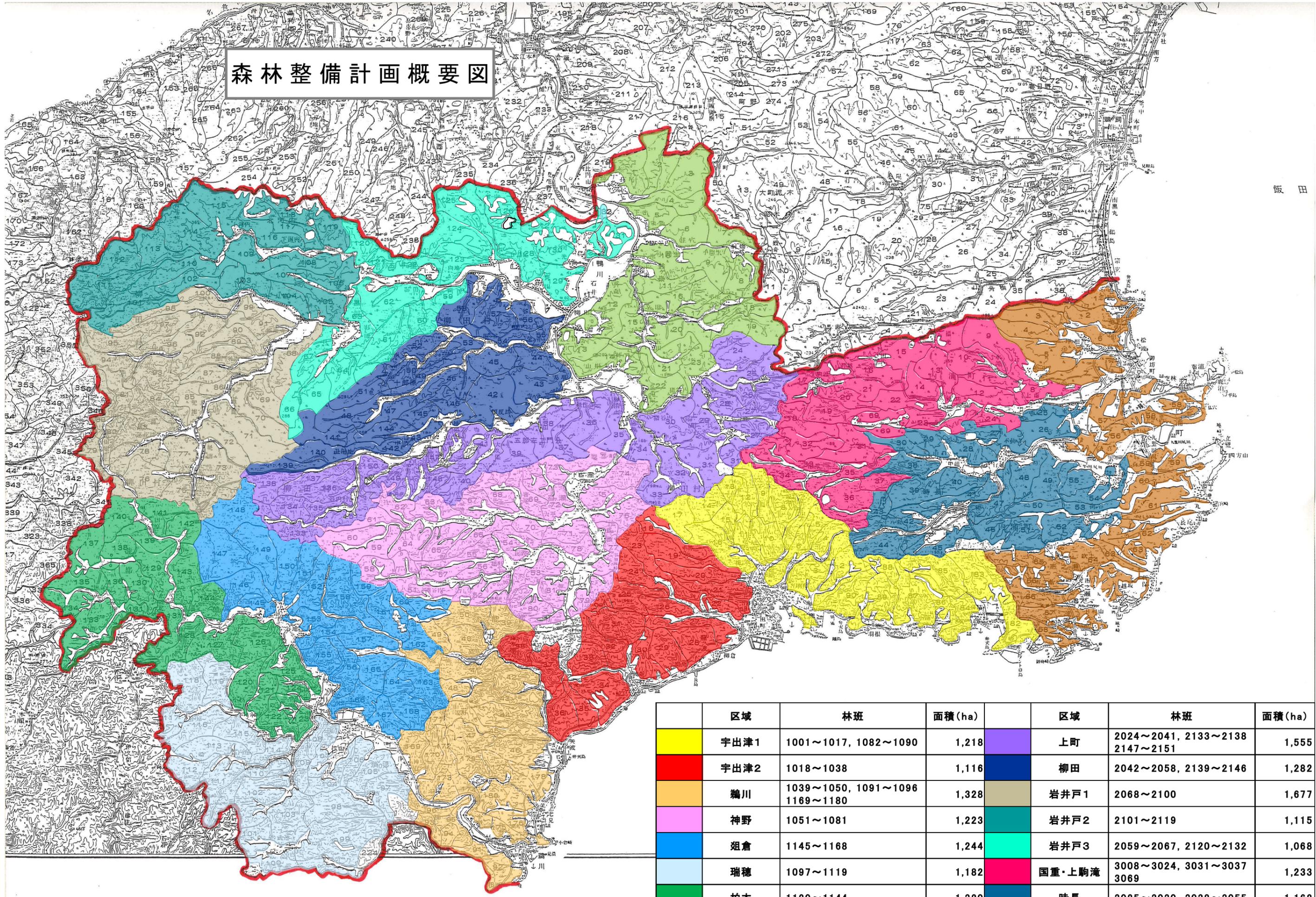
別表3 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在		現況			経営管理実施設定の有無
			面積 (ha)	樹種	林齢	
令 1-001	能登町	小間生	2.44			無
令 1-002	能登町	小間生	0.07			無
令 1-003	能登町	桐畑	1.38			無
令 1-004	能登町	小間生	0.45			無
令 1-005	能登町	桐畑	1.37			無
令 1-006	能登町	小間生	0.03			無

令 1-007	能登町	小間生	0.17			無
令 1-008	能登町	小間生	0.44			無
令 1-009	能登町	桐畑	0.25			無
令 1-010	能登町	桐畑	0.64			無
令 1-011	能登町	小間生	0.74			無
令 1-012	能登町	小間生	0.18			無
令 1-013	能登町	小間生	0.38			無
令 1-014	能登町	松波	0.97			無
令 1-015	能登町	駒渡	1.29			無
令 1-016	能登町	小間生	0.34			無
令 1-017	能登町	桐畑	0.39			無
令 1-018	能登町	桐畑	0.24			無
令 1-019	能登町	桐畑	0.18			無
令 1-020	能登町	小間生	1.25			無
令 1-021	能登町	小間生	1.17			無
令 1-022	能登町	小間生	0.73			無
令 2-001	能登町	柏木	12.61			無
令 3-001	能登町	柏木	4.78			無
令 3-002	能登町	当目	3.40			無
令 3-003	能登町	寺分	7.43			無
令 3-004	能登町	当目	11.44			無
令 3-005	能登町	藤ノ瀬	2.46			無
令 3-006	能登町	曾又	0.80			無
令 3-007	能登町	宇出津	0.70			無
令 4-001	能登町	内浦長尾	3.90			無
令 4-002	能登町	内浦長尾	0.96			無
令 4-003	能登町	内浦長尾	1.06			無
令 4-004	能登町	白丸	0.85			無
令 4-005	能登町	内浦長尾	1.87			無
令 4-006	能登町	内浦長尾	0.95			無
令 4-007	能登町	内浦長尾	1.24			無
令 4-008	能登町	内浦長尾	0.25			無
令 4-009	能登町	七見	4.46			無
令 4-010	能登町	宇出津山分	16.48			無
令 4-011	能登町	宇出津山分	1.07			無
令 4-012	能登町	鶴川	0.62			無
令 4-013	能登町	宮地	1.34			無
令 4-014	能登町	当目	3.14			無

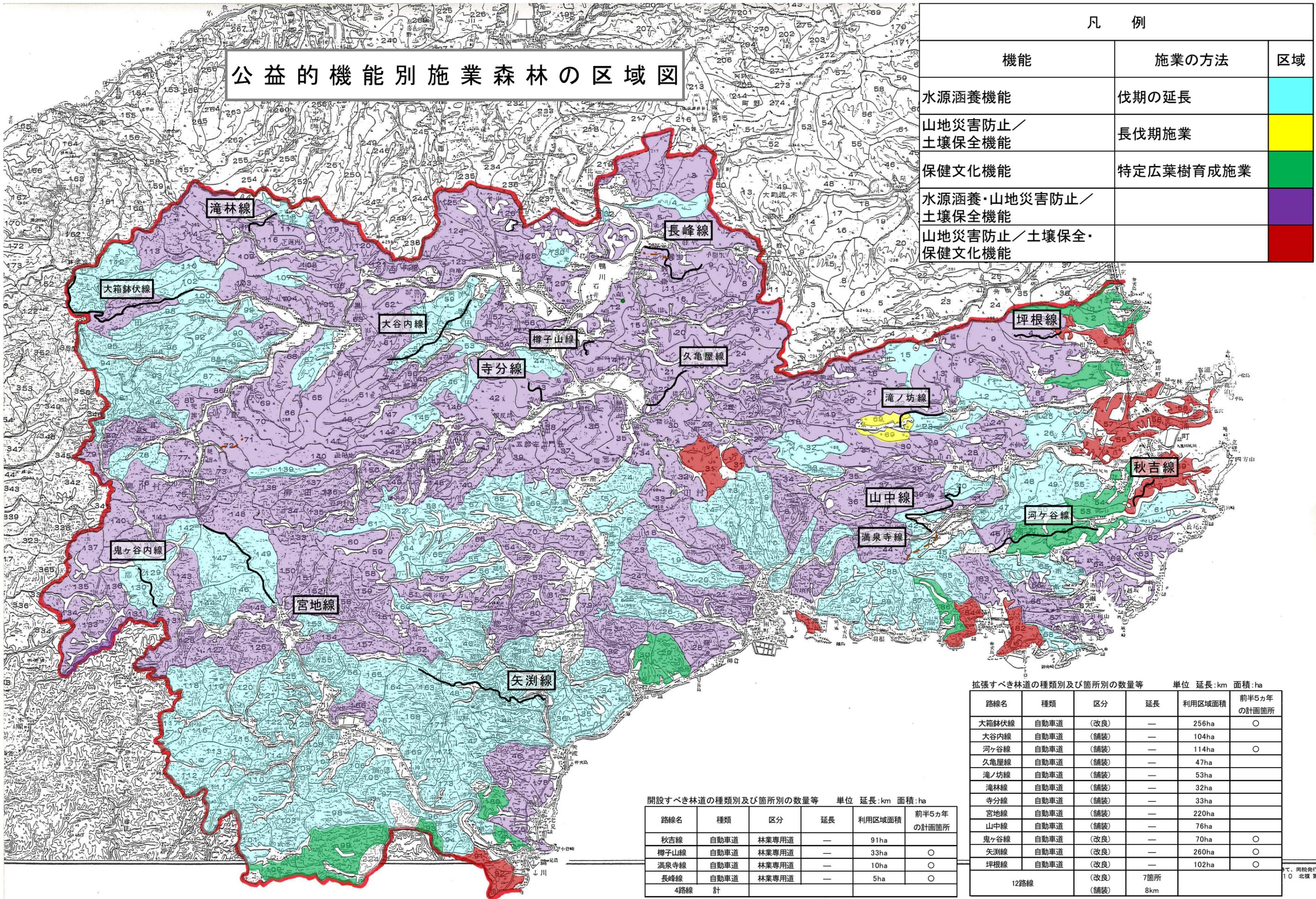
令 4-015	能登町	内浦長尾	0.17			無
令 4-021	能登町	内浦長尾	0.07			無
令 4-024	能登町	上町	3.70			無
令 4-025	能登町	小垣	0.62			無
令 4-026	能登町	鈴ヶ嶺	4.15			無
令 5-001	能登町	柳田	1.90			無
令 5-002	能登町	波並	2.35			無
令 5-003	能登町	上町	5.23			無
令 5-004	能登町	猪平	1.12			無
令 5-005	能登町	藤波	1.31			無
令 5-006	能登町	七見	0.95			無
令 5-007	能登町	猪平	6.23			無
令 5-008	能登町	藤ノ瀬	6.94			無
令 5-009	能登町	新保	0.15			無
令 5-010	能登町	鶴町	17.09			無
令 5-011	能登町	新保	0.57			無
令 5-012	能登町	新保	1.17			無
令 5-013	能登町	新保	0.18			無
令 5-014	能登町	新保	0.09			無
令 5-015	能登町	新保	0.11			無
令 5-016	能登町	新保	0.09			無
令 5-017	能登町	新保	0.32			無
令 5-018	能登町	新保	0.36			無
令 5-019	能登町	新保	0.13			無
令 5-020	能登町	新保	0.03			無

森林整備計画概要図



区域	林班	面積 (ha)	区域	林班	面積 (ha)
宇出津1	1001~1017, 1082~1090	1,218	上町	2024~2041, 2133~2138 2147~2151	1,555
宇出津2	1018~1038	1,116	柳田	2042~2058, 2139~2146	1,282
糠川	1039~1050, 1091~1096 1169~1180	1,328	岩井戸1	2068~2100	1,677
神野	1051~1081	1,223	岩井戸2	2101~2119	1,115
俎倉	1145~1168	1,244	岩井戸3	2059~2067, 2120~2132	1,068
瑞穂	1097~1119	1,182	国重・上駒滝	3008~3024, 3031~3037 3069	1,233
柏木	1120~1144	1,320	時長	3025~3030, 3038~3055	1,162
小間生	2001~2023	1,293	宮崎・松波	3001~3007, 3056~3068	1,050

公益的機能別施業森林の区域図



凡 例		
機能	施業の方法	区域
水源涵養機能	伐期の延長	
山地災害防止／ 土壌保全機能	長伐期施業	
保健文化機能	特定広葉樹育成施業	
水源涵養・山地災害防止／ 土壌保全機能		
山地災害防止／土壌保全・ 保健文化機能		

開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 単位 延長:km 面積:ha

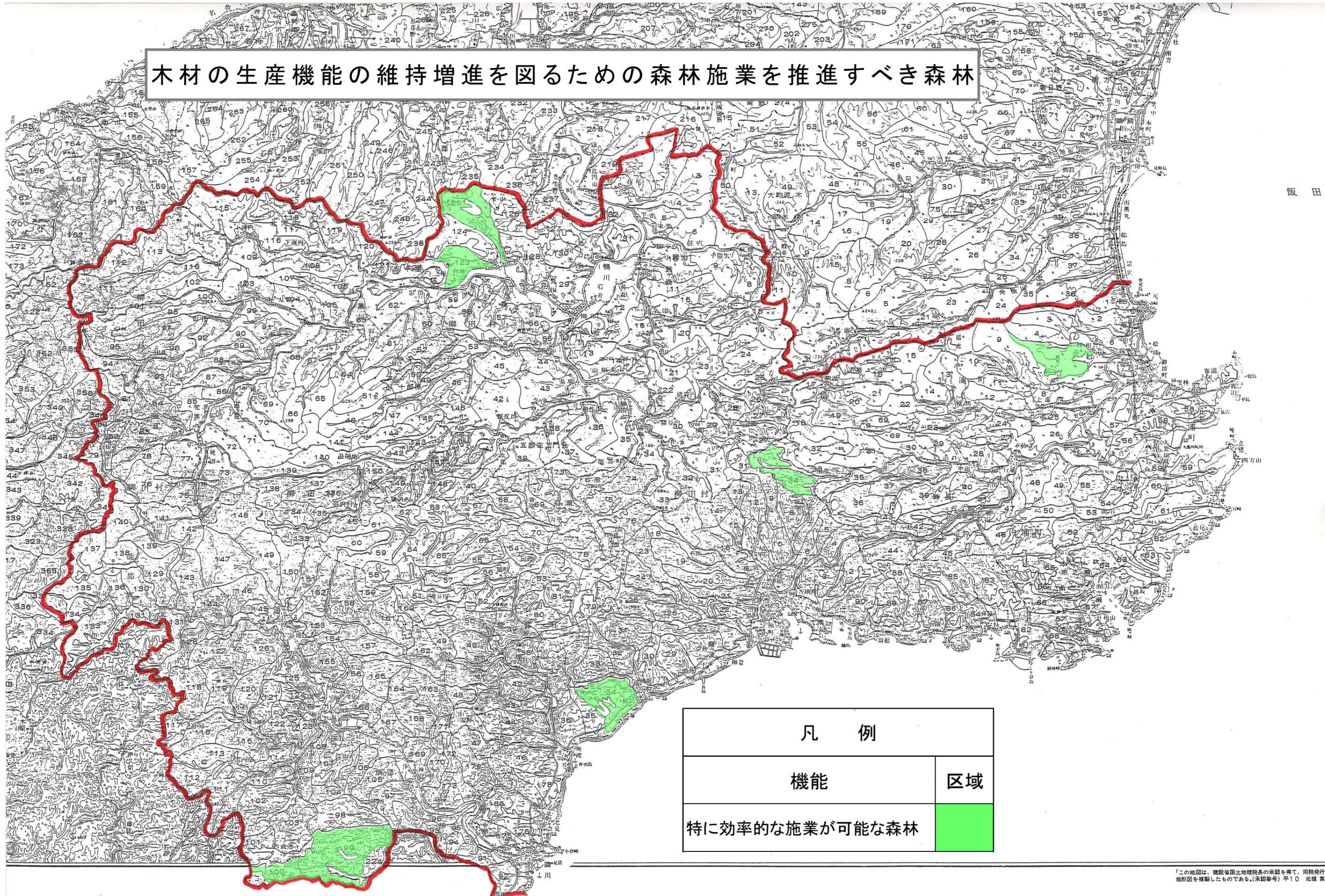
路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所
秋吉線	自動車道	林業専用道	—	91ha	○
樽子山線	自動車道	林業専用道	—	33ha	○
満泉寺線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
長峰線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○
4路線	計				

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 単位 延長:km 面積:ha

路線名	種類	区分	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所
大箱鉢伏線	自動車道	(改良)	—	256ha	○
大谷内線	自動車道	(舗装)	—	104ha	
河ヶ谷線	自動車道	(舗装)	—	114ha	○
久亀屋線	自動車道	(舗装)	—	47ha	
滝ノ坊線	自動車道	(舗装)	—	53ha	
滝林線	自動車道	(舗装)	—	32ha	
寺分線	自動車道	(舗装)	—	33ha	
宮地線	自動車道	(舗装)	—	220ha	
山中線	自動車道	(舗装)	—	76ha	
鬼ヶ谷線	自動車道	(改良)	—	70ha	○
矢淵線	自動車道	(改良)	—	260ha	○
坪根線	自動車道	(改良)	—	102ha	○
12路線		(改良)	7箇所		
		(舗装)	8km		

て、同院発行の10北撰第7

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

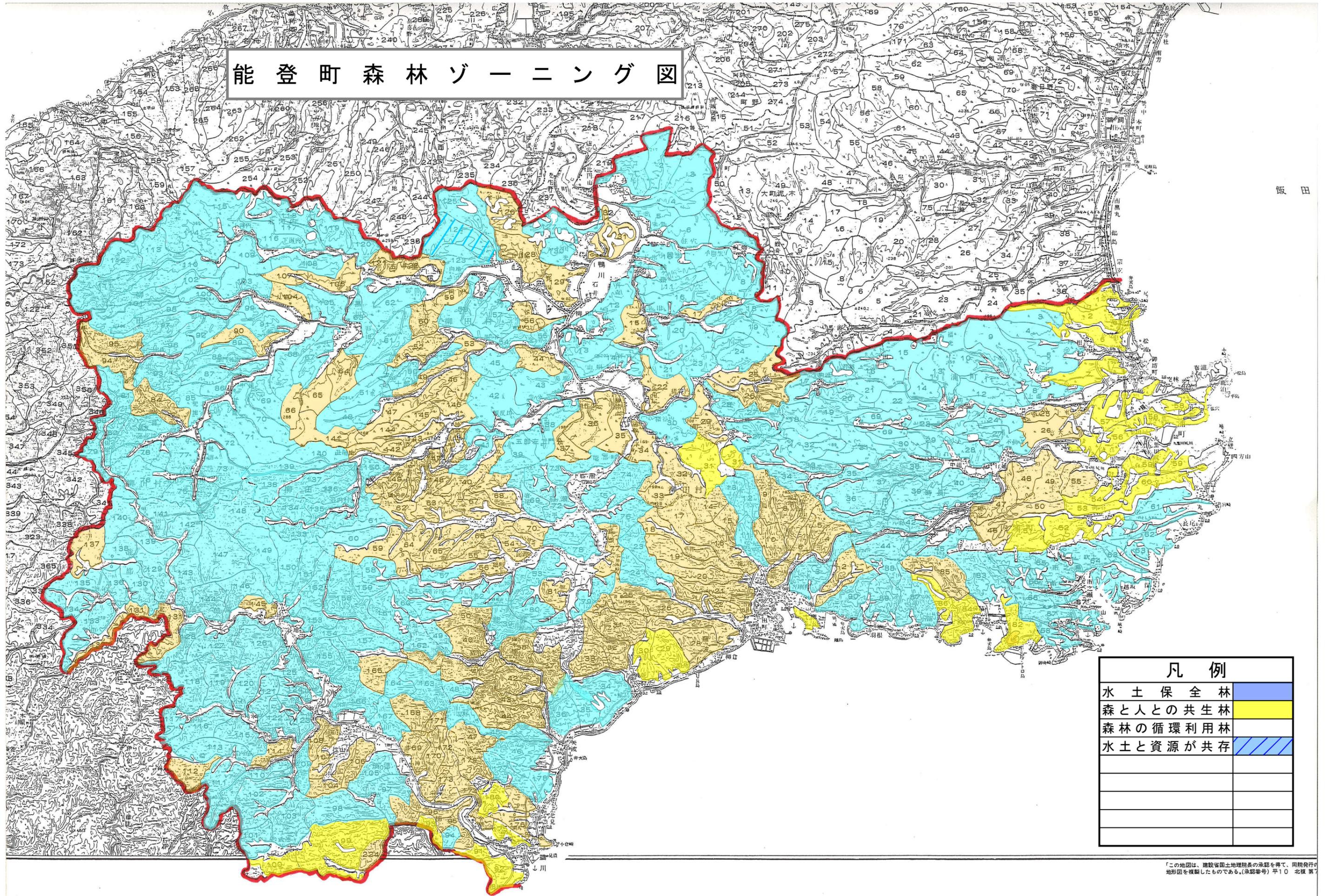


飯田

凡 例	
機能	区域
特に効率的な施業が可能な森林	

「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の地形図を複製したものである。(承認番号) 平10 北複 第7

能登町森林ゾーニング図



飯田

凡例	
水土保全林	
森と人との共生林	
森林の循環利用林	
水土と資源が共存	

「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の地形図を複製したものである。(承認番号) 平10 北複 第7